

## 令和6年度 医療勤務環境改善支援モデル事業実施要領

### 1 目的

本事業は、勤務環境の改善に意欲を有する医療機関の取組みを支援することにより、モデル的な取組事例を創出し、自律的で効果的な取組事例として県内へ波及させることを目的とします。

### 2 実施主体

本事業の実施主体は熊本県医療勤務環境改善支援センター（以下「センター」という。）ですが、センターはあくまでも支援を行う立場であり、勤務環境改善の取組みの主体は医療機関になります。

### 3 支援対象医療機関

本事業の対象となる医療機関は、勤務環境の改善を検討又は計画している県内医療機関のうち、センターの取組事例の紹介等に協力できる医療機関とします。

### 4 支援の内容

センターに所属する医業経営アドバイザー及び医療労務管理アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）を支援対象医療機関へ定期的（2か月に1回程度）に派遣し、勤務環境改善の実施体制整備から、現状把握・課題抽出、計画の策定・実施等まで医療機関の取組みを各段階で支援します。

なお、年度内に取り組む具体的な段階については、支援対象の医療機関と協議します。

### 5 費用

アドバイザー等の派遣及び支援活動に係る費用はセンターが負担します。

### 6 支援の流れ

#### (1) 支援の申込み

支援を希望する医療機関は、管理者の理解・了承を得たうえで、別紙「医療勤務環境改善支援モデル事業希望調書」をセンターに提出してください。

#### (2) ヒアリングの実施

支援を申し込まれた医療機関にはセンターのアドバイザーが訪問し、現状や希望等についてヒアリングを行います。

#### (3) 支援対象医療機関の選定

ヒアリングの結果に基づき、熊本労働局及び熊本県と協議のうえ、支援対象医療機関を選定します。

#### (4) 支援の実施

センターは、支援対象医療機関に対し、上記4の支援を行います。

#### (5) 取組状況の確認

支援対象医療機関には、取組状況を定期的に確認させていただきます。

(6) 事業成果の波及への協力

本事業の目的は、モデル事業として取組事例を広く波及させることにあり、支援対象医療機関には、勤務環境改善に向けた取組内容と結果について、センターや厚生労働省等のホームページ、研修会等で紹介しますので、可能な限り協力していただきます。

7 申込受付期間及び選定等

(1) 申込受付期間

年度開始受付 2月26日(月)～3月29日(金)

随時受付 令和6年度中随時受け付けます。

(2) 選定

年度開始受付については、申込受付後、速やかにヒアリングを行ったうえで4月中に選考を行い決定します。

随時受付については、申込受付の都度、ヒアリング及び選考を行います。

8 問合せ先

熊本県医療勤務環境改善支援センター (TEL : 096-354-3848 FAX:096-354-3885)

\* 申込みに当たっては、「令和6年度 医療勤務環境改善支援モデル事業の申込みについて」を一読願います。

## 令和6年度 医療勤務環境改善支援モデル事業希望調査

## 1 基本情報

医療機関名				院長名			
担当者所属(課)			担当者職名			担当者氏名	
電話番号				メールアドレス			
主たる医療機能	高度急性期・急性期・回復期・慢性期・精神			病床数		看護職配置基準	
職員数	医師	看護職員	看護補助者	コメディカル	事務職員	その他	総計

## 2 勤務環境の現状 (代表的な職種である看護職員の状況についてご記入ください。)

正規看護職員の離職率(R2)	%	正規看護職員の主な退職理由	
看護職員の勤務形態		看護職員の月平均時間外	時間/月
看護職員の月平均夜勤回数	回/月	職員アンケート(満足度調査等)の実施の有無	

## 3 改善が必要と考えている課題

- 働き方・休み方改善に関する課題
  職員の健康支援に関する課題  
 働きやすさ確保のための環境整備(ソフト・ハード)に関する課題
  働きがいの向上に関する課題

## 4 改善のために取組む必要があると思われる内容 (認識している内容を全てチェックしてください。)

- 医師と看護職員との業務分担
  医師・看護職員とコメディカルとの業務分担
  医師事務作業補助者の配置  
 看護補助者の配置
  常勤・非常勤医師の増員
  短時間勤務の導入  
 医師の交代勤務制の導入
  「当直」に関する勤務シフトの工夫
  外来時間の短縮・外来機能の縮小  
 他の医療機関との連携
  薬剤師の病棟配置  
 職員のメンタルヘルス対策・ハラスメント対策
  職場復帰支援  
 子育て中、介護中の職員への配慮(院内保育所の整備、残業の免除、休暇制度の充実など)  
 キャリアアップ支援
  給与・手当等の処遇改善  
 ワークライフバランスに取り組む組織風土・体制作り(長時間労働の抑制、年次有給休暇の取得促進の取組を含む)  
 その他

(その他にチェックした場合は具体的に記述してください。)

--

5 勤務環境改善に向けたこれまでの取組があれば、ご記入ください。(方針表明、専任の検討、委員会の設置など)

--

6 センターによる支援が終了した後の取組予定についてご記入ください。

--

7 自由記入欄

--

## 令和6年度 医療勤務環境改善支援モデル事業の申込みについて

令和6年度 医療勤務環境改善支援モデル事業の申込みにあたっては、次のことにご留意願います。

### 1 申込みにあたって

- (1) 本事業は、熊本労働局及び熊本県の委託事業として熊本県医療勤務環境改善支援センターが実施するものです。
- (2) 本事業による取組みの主体は医療機関であり、当センター所属の医業経営アドバイザー及び医療労務管理アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）は当該医療機関の補佐的な立場です。このため、医療機関はアドバイス等を参考にして、自主的・積極的に取り組む必要があります。
- (3) 医療機関の管理者と各職員が前項のことを十分に理解し、当該医療機関において共通の目的をもって取り組まなければよい成果を得ることは出来ません。本事業に選択された場合は、各医療機関において、職員の意識の醸成に努める必要があります。
- (4) 本事業は医療機関の勤務環境改善支援のモデル事業ですので、本事業実施後に派生して新たにコンサルタント業務が必要な場合にあつては、当該医療機関の責任により実施していただくこととなります。
- (5) 本事業は労働基準法等の違反を指摘することが目的ではありません。したがって、当センターに提出された資料や知り得た情報が労働局の監督指導に活用されることもありません。

### 2 支援に関して

- (1) 当該年度における具体的な到達点は、医療機関と相談のうえ決定します。
- (2) 取組みを効率的に進めるため、医療機関は管理者を含む上部組織及び実働する下部組織（小規模の医療機関は合同の組織でも可）を設け、センターは両組織のサポートを通して医療機関の支援を行います。そのため、アドバイザーは両組織の会議への参加や両組織の活動状況の報告を求めることがあります。
- (3) アドバイザーは定期的に訪問し、進捗状況を確認しながらアドバイスを行いますので、医療機関では有効かつ効率的な支援となるよう、アドバイスに沿った取組みを実行願います。  
なお、定期的な訪問以外に Zoom 等を活用して進捗状況を確認する場合があります。
- (4) 職員が一丸となって勤務環境改善の取組みを推進する上で、関係する職員に対する説明会の開催は重要と考えています。その際は、センターが講師役を含め実施の支援を行います。
- (5) 取組みの進捗状況については、定期的に確認させていただきますが、医療機関内で検討したことがわかる資料（例えば勤務環境改善委員会の議事録等）の提出を求め場合があります。
- (6) 事業成果の波及への協力において、その内容によっては、医療機関名を伏せることも可能ですので、ご相談ください。

### 3 申込みについて

- (1) 本事業による支援を希望される医療機関は、別紙（令和6年度医療勤務環境改善支援モデル事業希望調書）に必要事項を記入のうえ、センターへ提出してください。  
熊本県医療勤務環境改善支援センター 熊本市中央区花畑町1番13号（熊本県医師会館内）  
e-mail:i-kinmukaizen@kumamoto.email.ne.jp  
TEL:096-354-3848 FAX:096-354-3885
- (2) ご不明な点があれば、上記にお問い合わせください。